

“宅地建物取引士！！”

“宅建士は、コストパフォーマンスが素晴らしい国家資格!!”

こんにちは。今月は、宅地建物取引士（以下、**宅建士**）についてお話しします。宅建士は不動産取引の専門資格で、毎年24万人程度が受験する、国内最大規模の国家資格（試験日 10月18日）です。その、特色は……。

コストパフォーマンスが素晴らしいのです。たとえば…👉



- ① **資格手当が付く**⇒企業によりますが資格手当（1万～5万）が付くので、資格取得のための費用（研修代、時間）は直ぐ回収出来る。
- ② **独占業務がある**⇒宅建士の資格がないと、売買や賃貸契約を行うときの「重要事項説明」をすることが出来ない。
- ③ **将来独立も可能**⇒資格を持っていれば、人を雇わなくても独立できるので、なくてもよい人件費を抑えることができる。
- ④ **転職時にも有利**⇒不動産会社への転職では宅建は必須であり、建設会社や金融機関への転職にも有利。



「宅建士の難易度は？」……………👉



宅建士は人気の国家資格ですが、その合格率は15%前後で、決して高くはなく、誰でも取得できるわけではありません。でも、本気で勉強すれば、最短で3ヶ月から6ヶ月で合格が可能な資格でもあります。

“当社には9名の宅建士が在籍しています!!”



専門資格の合格率

宅地建物取引士（15%）・中小企業診断士（5%）
 行政書士（10%）・不動産コンサルティングマスター（40%）
 管理業務主任者（20%）・マンション管理士（7%）
 賃貸不動産経営管理士（30%）・測量士補（25%）
 2級ファイナンシャルプランナー（40%）・1級建築士（10%）

川崎中央プランナーは、専門家が多い。

宅地建物取引士（9名）・中小企業診断士（1名）
 管理業務主任者（1名）ファイナンシャルプランナー（2名）
 賃貸不動産経営管理士（6名）不動産コンサルティングマスター（1名）・



《今月のトピックス!!》



① 家族で守る不動産 volNo14 「実家の名義」最後に確認したのはいつですか？

8月21日掲載

「相続登記義務化」という言葉、ニュースで耳にした方も多いのではないのでしょうか。

不動産を相続したら**3年以内**に名義変更をすることがルールとなりました。「**放置するとペナルティも**」と言うと身構えるかもしれませんが、ペナルティよりも名義変更をしていないまま年月が過ぎてしまうことが問題です。



川崎市・幸区

先日ご相談いただいたのは、母が一人で住んでいた実家を、亡くなったら名義を変えて売却しようと考えていたお客様。いざ名義を確認してみると、昔亡くなった**母の叔父**のままずっと母が暮らしていた家だから大丈夫と思っていたのですが、叔父にお子さんがいなかったため、叔父の兄弟、その子ども、孫と何世代にもわたって権利が枝分かれしていました。売却するには、**一度も会ったことがない遠い親戚**を探し出し、戸籍を集め、遺産分割のハンコをお願いしなければなりません。罰則を回避する「相続人申告登記」という簡易的な方法もありますが、問題が子世代へ先送りとなります。

登記の手続きは、司法書士の専門分野ですが、地主さんとの話し合いが必要。「賃貸中」「売却して現金で分けた」といったご事情がある場合は、当社へ相談いただければ、**司法書士と連携し、売却や活用**まで見据えた安心できる最適な解決へとサポートいたします。まずはご実家の名義を一度確認してみましょう。思わぬリスクを防ぐためにも、弊社でも毎週月曜日に**無料相談会**を開催中です。お気軽にご利用ください。

② “月間おとなりさん”



当社でコラムを始めた、大田区・品川区の区役所関係で配布されている月刊誌のおとなりさんですが、「**川で分断せず、川崎もおとなりさん**」をキャッチフレーズに、川崎にも配布先にしたいとのことです。まだ若い2代目社長で意欲的な運営会社であり、当社も品川・大田・川崎の地域をつなげるのに一役買えればと考えております。加盟店としてご興味がある方は、当社にご連絡いただければ、社長をご紹介します。なお、**京都芸術大学**に取り上げられたQRコードの記事が分かりやすいので、ご確認ください。



不動産賃貸管理・借地管理
相続対策、共有不動産の権利整理、売却は当社へ



当社ウェブサイト

配信停止のご依頼は、お手数ですがこちらより
お願いいたします。



配信停止依頼